

○奈良県警察情報セキュリティ委員会運営要綱の制定について

(平成15年12月26日例規第38号)

[沿革] 平成16年6月例規第22号、20年3月第19号、26年2月第5号、29年3月第6号、12月第26号改正

奈良県警察情報セキュリティに関する訓令（平成15年12月奈良県警察本部訓令第23号）の施行に伴い、別記のとおり奈良県警察情報セキュリティ委員会運営要綱を制定し、平成16年1月1日から実施することとしたので適切に運用されたい。

別記

奈良県警察情報セキュリティ委員会運営要綱

第1 目的

この要綱は、奈良県警察情報セキュリティに関する訓令（平成15年12月奈良県警察本部訓令第23号）第5条第3項の規定に基づき、奈良県警察情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 任務

委員会の任務は、次に掲げる事項の審議とする。

- (1) 管理対象情報の分類及び対策の基準
- (2) 遵守事項に対する例外措置の適用の申請を審査するための手続
- (3) (1)及び(2)に定める事項の見直しを行う必要性の有無
- (4) 警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査結果（以下単に「監査結果」という。）に基づく対策
- (5) 警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティが侵害された際の再発防止対策その他情報セキュリティに関する事項で委員長が重要と認めるもの

第3 構成

- 1 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 警務部警務課長
 - (2) 警務部会計課長
 - (3) 警務部情報管理課長
 - (4) 生活安全部生活安全企画課長
 - (5) 刑事部刑事企画課長
 - (6) 交通部交通企画課長

(7) 警備部警備第一課長

(8) 近畿管区警察局奈良県情報通信部情報技術解析課長

第4 分科会

1 委員会に、次に掲げる事項を調査審議させるため、分科会を置く。

(1) 監査結果に基づく対策に関すること。

(2) 警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する情報の収集及び整理に関すること。

2 分科会に、分科会長を置き、警務部情報管理課長をもって充てる。

3 分科会は、委員長が指定する者をもって組織する。

第5 運営

1 委員長は、毎年一回委員会の定例会を招集し、又は必要に応じて委員会の臨時会を招集し、その議事を主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。

3 1及び2に定めるもののほか、委員会及び分科会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

第6 庶務

委員会及び分科会の庶務は、警務部情報管理課において処理する。